

## 平成19年度府中市国民保護協議会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成20年3月21日（金）午後1時30分～2時
- 2 開催場所 府中市役所北庁舎第1会議室
- 3 出席委員 野口忠直会長、塩田利男委員、射場義彦委員、友松栄二委員、石川進委員、伴都貴夫委員、田中健司委員、市村近夫委員、原拓二委員、竹内健祐委員、星良幸委員、矢ヶ崎一幸委員、松本三喜夫委員、大野明委員、久保謙治委員、横田実委員、齋藤清委員、石井二美雄委員（代理出席：宮本勝義氏）、金子広文委員、梅影忠二委員、橋木正明委員、杉田廣己委員、山上義人委員（23名）
- 4 欠席委員 中島信一委員、新海功委員、三浦徳之委員、長谷川悟朗委員、田口俊夫委員（5名）
- 5 事務局 石阪防災課長、萩原防災課長補佐、遠藤危機対策係長、大木主任
- 6 議題 (1) 府中市国民保護計画の修正について  
(2) 府中市国民保護計画に基づく市の取り組みと今後の予定について
- 7 公開・非公開の別  
公開（傍聴者の数 0人）

### 審議会内容（要旨）

事務局 お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、ただいまから、平成19年度府中市国民保護協議会を開催させていただきます。皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、国民保護計画を担当しております防災課長の石阪でございます。議事に入るまでの間進行を努めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。議事の前に今年度に変更のあった新委員の紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。時間の都合上、お名前だけの紹介とさせていただきます。

### （新委員の紹介）

それでは、議事に先立ちまして、野口市長からご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします

野口市長 会長を務めます市長の野口でございます。よろしく願いしま

す。本日は、お忙しい中、平成19年度府中市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。府中市国民保護計画は、協議会委員の皆様のご尽力により、昨年2月19日に市民への公表、3月16日には印刷製本したものを、送付させていただいたところでございます。さて、今回の協議会においては、府中市国民保護計画の一部修正について審議いただくとともに、計画に定める各項目の進行状況、並びに今後の予定についてご説明申しあげたいと存じます。委員の皆様におかれましては、活発なご意見をいただき、府中市民の生命、身体ならびに財産の保護のため引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。皆様の今後ますますのご健勝とご活躍を心よりお祈りしまして、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、議事に移らせていただきたいと思います。本協議会は会長が議長となりますので、会長、進行をよろしく願いいたします。

野口議長 それでは、議事を進行させていただきます。始めに、審議事項であります、(1)の「府中市国民保護計画の一部修正」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい議長。それでは、「府中市国民保護計画の修正について」、資料1によりましてご説明いたします。府中市国民保護計画の修正でございますが、これは、本年4月1日から実施する、府中市の組織の改正に伴い、計画に定める市の組織の名称等の変更等を行うものでございます。詳細につきましては、別添え資料の「府中市国民保護計画の修正について」をご覧くださいと思います。

(資料1の説明)

野口議長 説明が終わりましたが、何かご質問がございますでしょうか。

(質問なし)

野口議長 質問がないようでございますので、本議案は承認されました。次に、(2)の報告事項でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは(2)報告事項、4点ほどございます。まず、府中市の国民保護に係る主な取り組みと今後の予定について、ご説明いたします。

( 資料 2 の説明 )

続きまして、府中市特殊標章及び身分証明書に関する交付要領でございますが、先程ご説明いたしましたとおり、この要領は国民保護法第 158 条の規定により武力攻撃事態等においては、特殊標章又は身分証明書をみだりに使用してはならないとしており、また国民の保護のための措置に係る職務を行う者に対し、特殊標章及び身分証明書を交付し、又は使用させることができることとしていることから、同法及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、府中市の武力攻撃事態における特殊標章の交付に関する基準や交付の手続き、管理等必要な事項を定めたものでございます。要領の詳細につきましては、説明を割愛させていただきたいと思っております。以上で、府中市特殊標章及び身分証明書に関する交付要領につきましての説明を終わります。

次に、「避難実施要領のパターンの作成について」を、資料 4 に基づきまして説明いたします

( 資料 4 の説明 )

最後に、添付資料でございますが、先ほど説明いたしました国民保護計画の外国語版と、総務省消防庁が作成した「国民保護の仕組みと地方自治体の役割」でございます。内容については、皆様既にご存知の内容ですが、計画の内容が簡潔にまとめられておりますので、市民の方々や関係の皆様にも説明されるときに参考としていただければ幸いと存じます。以上で、報告事項の説明を終わらせていただきます。

野口議長 ただいま、資料 2 から 4 の説明が終わりましたが、これにつきまして何かご質問ありませんでしょうか。

射場委員 今後の予定の中の国民保護訓練、図上訓練の実施という項目でございますけれど、時期につきましては現在の時点で、アイデア、またいつごろやるのでしょうか。

事務局 はい、実施時期につきましては未定でございますが、先程申しましたように、大規模テロ災害ということで、府中駅におけるテロ災害を想定した図上訓練を実施していきたいと考えています。また消防署よりお話があるかと思いますが、昨年実施いたしました大規模な列車事故、今年の電車におけるテロ災害ということで訓練をやっておりますけれども、そうしたことを府中駅で想定いたしまして、災害が発生した場合はどういう対

応をしたらよろしいのか、市及び本日出席いただいている委員皆さんの関係機関との連携等、あわせてどうした対応をしたらよろしいのか、そうした図上の訓練を20年度は取り組んでいきたいと考えています。以上です。野口議長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

(質問なし)

野口議長 それでは、府中市国民保護計画につきましては、本協議会で協議いただきました内容に基づきまして、計画を進めてまいりたいと存じます。続きまして(4)のその他でございますが、事務局から何かございますか。

事務局 はい、会長。それでは本日出席いただいております府中警察署長様、また府中消防署長市村様より、それぞれのお立場からの国民保護計画等に関係しての現在の取り組みにつきまして、お話を承りたいと存じます。よろしくおねがいします。

伴委員 お先に失礼します。2月25日付で警視庁の交通課から府中警察署長に着任しました件と申します。前任の鈴木署長同様よろしくお願いいたします。それでは、国民保護に基づきます警察の取り組みということでございますけれども、その中で1点お話させていただきたいと思います。私、警察庁の交通規制課に13年ほど前に出向という形で3年間ほど仕事をしておりまして、そのときちょうど、阪神大震災と松本智津夫率いるオウム真理教によりますサリン事件、2つ経験しました。その中でやはり一番重要だと思っておりますのが、交通規制です。要するに緊急通行車両、緊急自動車、それから救急、白バイ等をいかに早く現場に入れて救出するかが一番重要なのではないかと、私の経験する中で非常に感じた訳でございます。もちろん我々も人命を救出するという仕事がありますから、まず道路ですね、例えばどこが通れるどこが通れないかという情報が必要であります。その必要な情報から、例えば、道路がつぶれた、啓開する。そのとき、ブルドーザー等で道路をきれいにできる、一般の車両をどかしてですね、そこを通行するというように災対法を改正させていただきました。それとやはり、緊急避難道路ですね。いかに早く、そして、いかに部隊を投入するかというようなことが私は重要ではないかと思っております。サリン事件ですね、聖路加病院が搬送先となっておりますので、いち早く晴見通りを通行規制させていただきまして、緊急車両を早急に搬入先に急行させております。警察署におきましては、通行止めの標識、標章等の使うことを考えておりますので、道路規制の訓練、それからまた周知徹底をこ

れからしっかり図っていきたいと思っております。それから、また皆様との合同訓練も重要な役割だと認識しておりますので、先ほどからお話が出ておりますけれど、図上訓練、あるいは現場での実際の合同訓練、これをしっかりやっていきまして、それで市民の方にご理解いただき、また周知徹底を図っていければと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

野口議長 ありがとうございます。続きまして、府中消防署長の市村さん、お願いいたします。

市村委員 では、今、東京消防庁、そして府中消防署が取り組んでいる内容について一部紹介させていただければと思っておりますけれども、この国民保護法の中で消防の役割というものがあるわけでありまして、これは平素やっていることをそのまま取り入れられたのが、この国民保護法なのです。これは消防が業務を行う中に消防組織法というのがありまして、その第1条にあります文言がそのまま入れられて、その中にそういう武力攻撃というのが入っております。府中消防署、消防団、これが行うのは、全く通常と同じことをする、ということでありまして。その中でも特にしなければならないのが、やはり地域に密着し、そして平素から地域と共に、そういう関係を確立している消防、消防団が一番、手っ取り早くできるのではないかと思われるのが、避難誘導だ、この国民を避難誘導するのを住民の中に溶け込ませるかということが、この国民保護法を作るとき大きな問題だった訳であります。そのときに私は東京消防庁の警防部という策定をするところにおりまして、それに関与しておりました。そして、それが消防に入ってくる背景となったのが、昭和61年の大島の三原山の噴火のときの避難であります。あるいは参考になります。1万人の大島の島民が、一晩のうちに、誰一人けが人を出すことなく、本土へ避難できた。その背景を探ってみると、消防団が行った方が、ものすごい効果があった訳です。行政側が避難してくださいというようなことを島の人に言っても、なかなか言うことを聞かない、あの三原山は御神火様といって安全なんだよ心配ないよ、お前なんかよそから来てそう言うけど心配ないよと、言うことを聞かないご年配の方が大分いたそうでございます。そのときに消防団の方たちが家に行き、おやじだめだよ、そんなこと言ってと話したら、そうかお前たち消防団なら仕方ないと、みんな家から出てきたのです。そしてパニック状態になることなく、順番を待って、みんな船へと、いろんな船が来ましてね、自衛隊の船を中心として、東海汽船も来る、海上保安庁も来る、漁船も来る、そういう船にみんな行政側の言う通りにちゃんと整列をして乗っていった。そこにまた付いていたのが消防団であったという

ことで、消防団の役割というものが非常にそこでクローズアップされて、高く評価され、国の考えにも反映されたというふうに考えております。また、武力攻撃の中で避難誘導するとき、やはり我々も安全でなければいけないということで、その安全を確保するには何かと言うと、今日お集まりの皆さん方と、情報を共有化しなければならない、共有化しなければ安全は確保できないということだと思っております。こういう会や訓練を通じながら、それぞれの役割分担を確認して、府中市の大きな力として、24万の市民を守っていかなければならないことだというふうに考えております。そういう中で、今後44条で総理大臣から警報が出たときは、東京消防庁は非番でいう2分の1を参集させて対応する形を執っております。そして、99条に基づく都知事からの緊急通報のときは、全職員1万8千人でもって、全態勢を執る、これは消防団の方も同じような対応になっています。平素は横田団長中心とする420人の消防団と262人の消防職員とが、常に平素の火災や台風やその他の災害においても一致協力して、市民の安全を守っている訳でありまして、そこにまた大勢のそれぞれの関係機関と協力しながら、何ができるか考え、そしてまた団員たちの安全を確保しながらやっていかなければならないというふうに考えています。この情報の共有化ということの中で、平成22年6月には府中消防署が新庁舎になります。そのときに市の防災課の対策本部も合築庁舎に入ることになる。そうすると、そこで一番凄いことが、アイコンタクトで仕事ができる、まさしく情報の共有化です。そして先般東京都から来ておりましたけれど、非常無線が断絶した場合、市役所から伝令が、消防署を経由して都の災対本部に情報を伝えるというようなルールの協定が近々結ばれます。東京都内全部の区市町村と東京都の災害対策本部が、無線が駄目な場合、電話が駄目な場合の情報収集について、消防署と市庁舎を動いて、情報を伝えるということになります。それを先取りした形で府中市は、消防署といっしょになる訳ですから、走ったりすることなく、業務が早期に執り図られるということで、先取りした凄いことだなと先日思ったところでございます。長くなりましたけれども、そうした中で、各関係機関の皆様のご支援をいただきながら、自分たちに与えられた任務を全うしたいということを考えておりますので、どうぞ一つよろしく申し上げます。終わります。

野口議長 ありがとうございます。以上で説明終了ということで、本日の議事は終了いたしました。これにて本日の国民保護協議会を閉会といたします。ありがとうございました。